

## 学校開放使用料の充当・還付について

悪天候により、又は市及び学校側の都合（自己都合以外）等により使用ができなかった場合、学校開放使用料を充当・還付することができます。原則、次回以降の使用予定日に振り替える「充当」をします。なお、充当ができない場合に限り、「還付」をします。

各手続方法は以下のようにお願いします。

### 充当・還付の手続き

1. 充当・還付希望団体は、以下の書類を提出してください。

#### 【共通必要書類】

- ◇既納使用料充当・還付申請書
- ◇使用期間分の使用料領収証書の写し
- ◇学校施設使用許可書の写し

#### 【充当のみ必要書類】

- ◇次回学校施設使用申請書または未納分納入通知書

2. 学校は、申請書に記載された内容（申請理由及び年月日、申請者記名）を確認し、確認者欄に先生の記名をしてください。

3. 学校から市担当課へ申請書を転送してください。

4. 担当課が内容確認後、充当の場合は、学校施設使用許可書と一緒に納入通知書（充当済金額）を発行。還付の場合は、申請者に還付（振込）します。

（振込完了の案内はありません。通帳記入等でご確認をお願いします。）

\*1 自己都合で使用を中止する場合は充当、還付を認めていません。この場合、使用料は充当・還付をしません。

\*2 使用許可書の責任者より申請してください。

### 「問い合わせ先」

岡山市スポーツ振興課（スポーツ関係）

電話：086-803-1615

岡山市生涯学習課（レクリエーション・文化関係）

電話：086-803-1606